

2025年 1月31日

日本郵便株式会社  
代表取締役社長兼執行役員社長  
千田 哲也 殿

郵政産業労働者ユニオン  
中央執行委員長 日巻 直映

## 公正取引委員会による日本郵便に対する行政指導に関する申入書

日本郵便がゆうパック配達を委託している業者に対し、コスト上昇分の価格転嫁の求めに十分な対応を行わなかったことと併せ、配達時における顧客からの苦情等に対し、「違約金」を徴収している問題に対し、昨年6月公正取引委員会が下請法違反で改善を指導していることが大きく報道されました。

現在、ゆうパックなどの集配を行う全国の郵便局1074局のうち、93%にあたる1001局がゆうパック配達を委託業者（協力会社）に委託し、配達個数ベースでは約60%（2024年度8月累計）を協力会社が担っています。こうした現状のもと、中小企業庁は2023年2月、価格転嫁の自主点検結果を公表し、日本郵便が協力会社からコスト上昇分の価格転嫁に対応しなかった企業として最も低い評価だったことを明らかにしました。

中小企業庁からの指摘を受け日本郵便は2023年4月、「集配関係委託協約に関する協力会社とのパートナーシップ構築に向けた取組について」報道発表、社内調査した結果を公表しました。

対応策としてすべての委託先と毎年1回、価格の協議を実施することや、協議について郵便局、支社及び本社の役割の明確化と定期的な研修の実施、下請取引の適正な運用を徹底することを掲げ現在に至っています。

しかし、朝日新聞（2025年1月6日付）の報道によれば、委託先の配送業者から求められた「コスト上昇分を委託料に反映する価格転嫁に十分に応じなかった」として、公正取引委員会が2024年6月に下請法違反の疑いで日本郵便を行政指導していたことが明らかになりました。さらに公正取引委員会は、委託業者がゆうパック配達に関連した顧客からの苦情に対して、高額な「違約金」を課している実態について下請法違反を認定しました。違約金制度は2003年12月から全国で導入されたとなっていますが、郵便局と委託業者との契約行為であることから、労働組合に情報提供はなく、これまで全体像が明らかになっていませんでした。今回の報道で明らかにされた違約金基準によれば、「タバコ臭クレーム10万円」、「誤配達5000円」など極めて高額であり、一つのミスで委託料を大きく超えてしまい、ミスが重なれば「配達しても収入になるどころか減収となる」事態を招き、委託業者が撤退する事例が起きています。

日本郵便は「違約金制度」の目的として誤配達や紛失、タバコ臭などのクレームをなくし、集配業務品質の意識向上をあげ、抑止効果につながっていることを強調していますが、ヤマト運輸や佐川急便などの同業他社にはこうした「違約金制度」がないことから、有効な対策ではないことは明らかです。

こうした一連の報道を受けて日本郵便は、2024年12月19日に「違約金制度」の見直しを通知、今年4月をめどに運用を統一し、「公平性の観点から原則、日本郵便社員が発生させた場合にペナルティーを科す事故等を対象に、協力会社に対しペナルティー（違約金）を科す」という基本的な考え方を明らかにしました。違約金制度の見直しを通知してから一か月も経過しない1月20日、日本郵便は違

約金の減額を含めた再度の見直しを通知したことを朝日新聞(1月27日付)が大きく報道しています。

今回の報道を受け、日本郵便がとるべき対応策は、ユニバーサルサービスの責務を担っている公共性の高い企業として、公正取引委員会からの行政指導を真摯に受け止め改善を講じること、利用者から「下請けいじめ」と受け取られるような「違約金制度」を廃止することであり、再度、「違約金基準額等の見直し」を図ったとしても利用者サービスの向上につながらないと考えます。

郵政ユニオンは2024年度年末年始業務推進等に関する要求書で、①中小企業庁からの指摘に対する改善策、②ガソリン価格の高騰に伴い受託者に対し高騰分を加味した価格に設定すること、③委託業者の長時間労働に対して配慮することなどを要求し改善を求めてきました。要求書に対し日本郵便は、「コミュニケーション推進月間の価格協議において、労務費、燃料費等の上昇を反映し委託料の見直しを行っている」「協力会社従業員の勤務時間管理は協力会社が自ら行うもの」と回答しています。今回の報道からも、「協力会社の皆さんとの間で適切に契約内容に関する協議が行われているのか」検証が必要です。

日本郵便は違約金問題に対して、ゆうパックに対する期待を裏切り、日本郵政グループ全体への信頼を失いかねない事態として受け止め、以下の点について申し入れるので早急に検討、対応し改善策を明らかにすることを申し入れます。

#### 記

- 1 公正取引委員会の行政指導を真摯に受け止め改善策を明らかにすること
- 2 違約金制度は廃止すること
- 3 集配関係委託契約に関する違約金基準等の見直しについて情報提供すること
- 4 日本郵便は該当する郵便局に対し、これまで徴収した「違約金」の実態を報告させるとともに、徴収した金額及び会計処理について明らかにすること
- 5 徴収した違約金については委託業者に返金すること

以上